

風致地区内における建築等の許可基準

許可を要する行為 ( 条例第 2 条第 1 項 )	許可を要しない行為 ( 条例第 2 条第 2 項 )	許可の基準 ( 条例第 4 条第 1 項 )
建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転	床面積が10平方メートル以下で、かつ、高さが12メートル以下の建築物 工事に必要な仮設の工作物 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台 1.5メートル以下の工作物	高さが 12 メートル以下 建ぺい率が 10 分の 4 以下 外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあっては 2 メートル以上、その他の部分( 隣地 ) にあっては 1 メートル以上 位置、形態及び意匠が、周辺の土地の風致と著しく不調和でないこと 敷地が造成された宅地であるときは、風致の維持に必要な植栽を行うものであること
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	面積が 10 平方メートル以下で、かつ、切土又は盛土の高さが 1.5 メートル以下であるもの	木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が 10 分の 2 以上 周辺の土地の木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあっては、5メートルの高さを超えてのりを生ずる切土又は盛土を伴わないこと 1ヘクタール以下の宅地の造成等にあっては、切土又は盛土により生ずるのりが、周辺の土地の風致と著しく不調和とならないものであること
木竹の伐採	間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 仮植した木竹の伐採 建築物の建築等に必要の測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採	木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ、周辺の土地の風致を損なうおそれが少ないこと ア 建築物の建築等に必要の最小限度の木竹の伐採 イ 森林の択伐 ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの

許可を要する行為 (条例第2条第1項)	許可を要しない行為 (条例第2条第2項)	許可の基準 (条例第4条第1項)
土石の類の採取	採取による地形の変更が、面積が10平方メートル以下で、かつ、切土又は盛土の高さが1.5メートル以下と同程度のもの	必要な埋めもどし、植栽等を行うことにより、周辺の土地の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと
水面の埋立て又は干拓	面積が10平方メートル以下であるもの	適切な植栽等を行うものであること等により行為後の地貌が、周辺の土地の風致と著しく不調和とならないものであること 周辺の土地の木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと
建築物等の色彩の変更	公衆の目に触れない限度において行う色彩の変更	変更後の色彩が、周辺の風致と著しく不調和でないこと。
屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積	面積が10平方メートル以下で、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの	周辺の土地の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと

#### その他、許可を要しない行為

電気通信事業法による認定電気通信事業、有線放送電話に関する法律による有線放送電話業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律による有線ラジオ放送業務(共同聴取業務に限る。以下同じ。)又は有線テレビジョン放送法による有線テレビジョン放送業務(再送信業務に限る。以下同じ。)の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが15メートル以下であるものの新築(有線ラジオ放送業務又は有線テレビジョン放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転